



LIFRE

**Legal Information Flash Report
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年施行が予定される法令の一部について、概要をご紹介します。

◇改正民法（4月1日施行）

民法が120年ぶりに大改正され、本年4月1日にいよいよ施行されます。改正は債権法の全体に及び、瑕疵担保責任・消滅時効・保証・法定利率に関する改正や定型約款に関する規程の新設など企業法務に影響を与える改正点も多々ございます。本紙No.6、7、8、9、10及び当事務所ホームページに解説記事を掲載しておりますのでご参照ください。

◆改正労働基準法（4月1日施行）

「働き方改革」の一つとして、昨年4月1日に大企業において適用が開始された「時間外労働の上限規制」が、**本年4月1日より中小企業にも適用**されます。時間外労働時間の上限は、原則として月45時間、年360時間となります。

◇パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法（4月1日施行）

非正規労働者に対する、①**不合理な待遇差の禁止**、②労働者に対する**待遇に関する説明義務の強化**、③**行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備**を柱としています。同時に、同一労働同一賃金ガイドライン及びパートタイム・有期雇用労働指針も施行されます（パートタイム・有期雇用労働法は、中小企業では令和3（2021）年4月1日から適用）。

◆改正労働政策総合推進法（大企業：6月1日施行、中小企業：令和4（2022）年4月1日施行）

パワーハラスメントの防止対策が初めて法制化されました。①事業主は、従業員からの相談に応じ、**雇用管理上必要な措置を講ずること**、②かかる相談をしたからといって**不利益に取り扱わないこと**、③紛争当事者は**個別労働関係紛争制度の利用**を申請できること、などを定めています。

◇改正男女雇用機会均等法（6月1日施行）

セクシャルハラスメントの防止を目指し、①セクハラ等の防止に関する**国、事業主・労働者の責務の明確化**、②事業主に相談した労働者への**不利益取り扱いの禁止**、③自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行った場合の、**他社の雇用管理上必要な措置の実施への協力（努力規定）**、④**紛争調停への職場の同僚の出頭、聴取対象者の拡大**、などが主要な改正点です。また、妊娠・出産・育児・介護休業を取得した従業員への不利益取り扱いを禁ずる改正育児・介護休業法も同時に施行されます。

◆女性活躍推進法の改正（6月1日施行）

女性の活躍に関する情報公表の強化・勧告違反の公表を定め、女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の認定「**プラチナえるぼし**」認定を創設します。

◇改正特許法および改正意匠法（4月1日施行）

産業財産権に関する訴訟制度を改善するとともに、デジタル技術を活用したデザインの保護や、ブランド構築等のため**意匠制度等が強化**されます。意匠法の改正では、保護対象が拡充され、**物品に記録・表示されていない画像や、建築物の外観・内装のデザインも新たに保護対象**となります。

◆改正健康増進法（4月1日全面施行）

多くの施設において**屋内が原則禁煙**に、屋内での喫煙には**喫煙室の設置が必要**に、喫煙室には**標識掲示が義務付け**られます。既に一部の施設については施行されておりますが、4月1日からは全面施行となります。望まない**受動喫煙を防止するための取り組みはマナーからルールへと変わります**。

◇改正虐待防止法（4月1日施行）

親や児童福祉施設の施設長が「**児童のしつけに際して体罰を加えてはならない**」と明記されます。児童相談所について、子どもの一時保護などの介入を担う職員と、保護者の子育て相談などの支援を担う担当者を分ける等**体制の強化も図**られます。

◆改正フロン排出抑制法（4月1日施行）

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を廃棄する際の規制が強化され、フロン類を回収しないまま機器を廃棄すると、行政指導などを経ることなく即座に刑事罰（50万円以下の罰金）の対象となるなど、事業者の対応が求められます。

◇改正犯収法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）（4月1日施行）

非対面での**自然人の本人確認方法**が変更され、特定事業者の本人確認方法が一部**厳格化**されます。

◆改正食品衛生法（6月1日施行）

食を取り巻く環境変化や国際化に対応するため、**広域的な中毒事案への対策の強化、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化**、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品器具等の**衛生規制の整備**、実態等に応じた営業許可・届出制度や**食品リコール情報の報告制度の創設**等の措置が講じられます。

◇改正個人情報保護法（施行日未定）

個人情報保護委員会は、昨年12月に2020年の改正に向けて「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」を公表しました。企業に自らの個人データの利用停止等を請求できる**利用停止等の権利の拡充**、6か月以内に消去する「**短期保存データ**」を開示や削除請求などの対象とすること、**個人情報の漏洩が起きた場合の企業の報告の義務化**、新たな個人情報の類型として「**仮名化情報**」の導入等が盛り込まれています。